

(1) 第1回岡山県産後母子への支援のあり方検討会議における課題の整理

1 目的の共有

- ◆産後うつを早期発見し、関係機関の連携による妊娠中から産後までの切れ目のない支援を強化する。

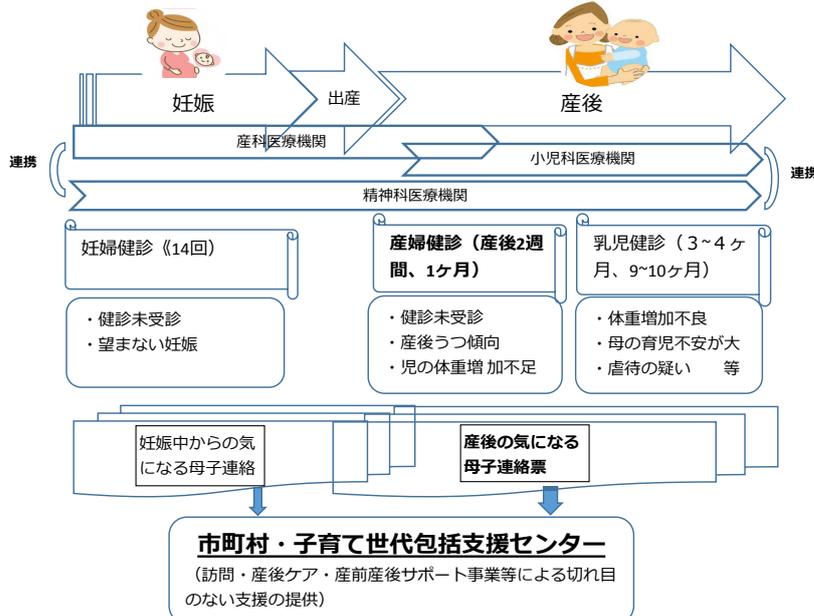
2 岡山県における産婦健康診査の事業イメージ（案）

- ◆国の事業と同様に、産後2週間と4週間時点で、問診、診察、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）を最大2回まで受けてもらう。
- ◆県下統一の仕組みとして、妊婦健康診査の14回の受診券に、あと2枚産婦健康診査の受診券を追加
- ◆EPDSなどを活用して、産後うつを早期に把握し、その後の支援をなるべく早く市町村へつなげ、切れ目なく支援をしていく。

3 産後の切れ目のない支援システムの構築に当たって

- ◆「気になる母子連絡票」の活用と改訂
 - ・産婦健康診査の際に、現行の「気になる母子支援連絡票」も使用可能
 - ・現行の「気になる母子支援連絡票」に、項目を増やすかどうかの検討が必要
 - ・妊娠中の様式と産後の様式で2種類にならないよう、産科からの情報提供が一本化すると理想的。そして、タイムリーな情報提供が必要
- ◆小児科版の産後の母子支援システムの整備、小児科での気になる母のフォローの検討が必要
- ◆産科や助産所と精神科との連携が課題

妊娠から出産後の切れ目のない気になる母子の支援システム(案)



(2) 平成29年11月 岡山県健康推進課調査結果等

※数字は市町村数

項目	はい	いいえ
① 子育て世代包括支援センターの設置（平成29年7月時点）	12	15
② 平成30年10月からの産婦健康診査事業の実施 ※2市町村は「どちらともいえない」 ※「いいえ」の5市町村のうち、 平成31年度から実施予定 1市町村 平成32年度から実施予定 1市町村 実施年度未定 3市町村	20	5
③ 産後ケア事業の実施	11	16
④ 産婦健康診査事業導入について市町村で課題となっていること（要旨）		
<p>◎産婦健診の実施に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての医療機関で産後2週と4週に産婦健診を実施できるかどうか。 産婦健診の実施医療機関が県下で限られる中、受け皿の取り合いにならないか。 「フォローが必要」（要支援）の基準をどうするか。 里帰り出産、県外受診者への対応をどうするか。 産後うつの産婦の相談や対応できる社会資源が十分に把握できていない。 <p>◎医療機関等との連携に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 産婦人科や精神科医療機関との連携や支援体制をどのようにつくっていくか。 産婦健診の結果を市町村がタイムリーに把握できる仕組みをどのようにするか。 フォローが必要な人を精神科医療機関が受け入れ可能なかどうか。 隣県の医療機関との連携をどのようにするか。 <p>◎その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算確保の問題 医療機関との委託契約をどうするか。 現行の産後ケア事業の内容の見直し。 年度途中からの産婦健診実施となった場合の広報や受診券配布の方法をどうするか。 家事支援などの福祉サービス利用など、産後ケア事業以外の支援のあり方の検討 		

(3) その他

今後産婦健康診査事業についての今後の予定（案）

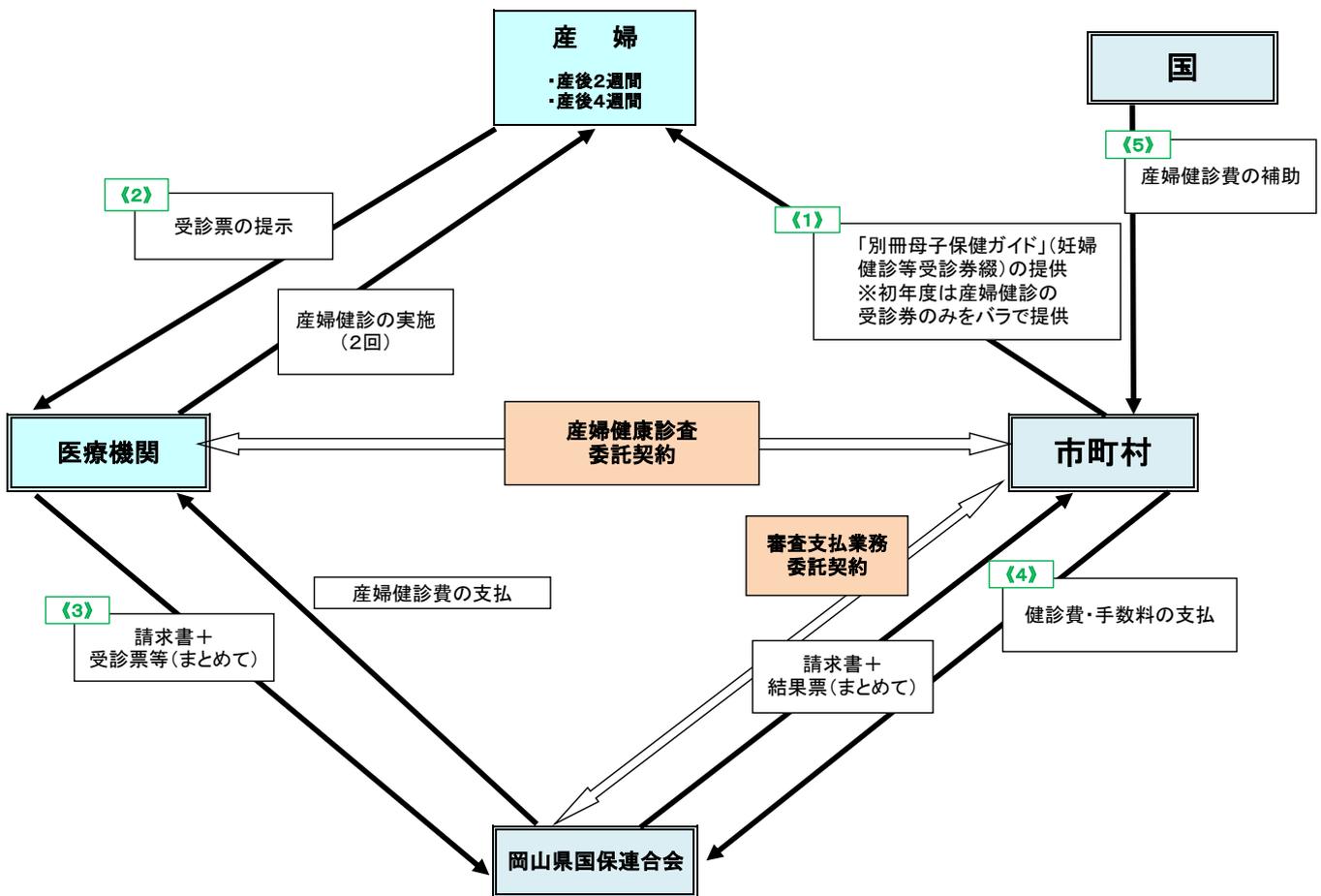
○産科医療機関への意向調査を実施

○市町村、保健所及び岡山県国民健康保険団体連合会の担当者へ、説明会を開催
平成29年12月21日（木）予定

1 産婦健康診査の内容(案)

- (1) 問診(生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等)
- (2) 診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等)
- (3) 体重・血圧測定
- (4) 尿検査(蛋白・糖)
- (5) エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)

2 産婦健康診査事業の概念図(案)



子育て世代包括支援センターの実施状況 (H29.4.1時点：母子保健課調べ)

自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名		自治体名													
自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数	自治体名	箇所数												
北海道 20市町 [22か所]	札幌市	1	茨城県 13市村 [20か所]	水戸市	3	東京都 29市区町村 [120か所]	千代田区	3	富山県 9市町 [17か所]	富山市	7	静岡県 18市町 [29か所]	静岡市	2	滋賀県 15市町 [34か所]	大津市	7	奈良県 19市町村 [24か所]	奈良市	2	香川県 5市町 [12か所]	高松市	8				
	旭川市	2		日立市	3		港区	1		高岡市	1		浜松市	8		草津市	1		大和高田市	1		香川5市町	丸亀市	1			
	函館市	1		土浦市	1		文京区	2		魚津市	1		沼津市	1		守山市	1		大和郡山市	1		善通寺市	1				
	沼田町	1		石岡市	1		台東区	2		黒部市	1		熱海市	1		栗東市	5		天理市	1		三木町	1	まんのう町	1		
	当別町	1		結城市	1		墨田区	18		砺波市	1		三島市	2		野洲市	1		榑原市	1							
	千歳市	1		龍ヶ崎市の	1		江東区	4		南砺市	3		伊東市	2		湖南市	2		桜井市の	1							
	寿都町	1		笠間市	1		品川区	4		射水市	1		島田市	2		甲賀市	6		五條市の	1							
	黒松内町	1		牛久市	5		杉並区	5		立山町	1		磐田市	1		近江八幡市	1		御所市の	1							
	苫小牧市	1		つくば市	4		豊島区	5		上善町	1		豊田市	1		東近江市	4		生駒市の	2							
	北斗市	1		行方市	1		板橋区	6		金沢市	4		藤枝市	1		竜王町の	1		香芝市の	1							
	今金町	1		銚田市	1		練馬区	11		小松市	1		御殿場市	1		愛荘町の	1		葛城市の	3							
	東神楽町	1		つくばみらい市	1		足立区	6		加賀市	2		袋井市の	1		愛荘町の	1		川西町の	2							
	士別市	1		東海村	1		葛飾区	10		能美市	2		裾野市の	1		長浜市の	1		田原町の	1							
上富良野町	1	宇都宮市	5	江戸川区	8	菊川市	1	東伊豆町の	1	高島市の	1	王寺町の	1														
中富良野町	1	足利市	2	三鷹市	7	津幡町	1	函南町の	1	大坂市の	24	高取町の	1														
中頓別町	1	栃木市	1	昭島市	1	内灘町の	1	吉田町の	1	豊中市	3	春日町の	1														
霧別町	1	鹿沼市	1	昭島市	2	敦賀市の	2	森町の	1	東大阪市	3	岩美町の	1														
芽室町	1	真岡市	1	町田市	7	大野市の	1	名古屋市の	16	枚方市の	2	高槻市の	1														
釧路町	2	大田原市	1	小平市	1	勝山市	1	豊橋市の	2	高槻市の	2	高槻市の	2														
浜中町	1	那須塩原市	2	東村山市	1	鯖江市	2	岡崎市の	3	吹田市の	3	豊中市の	3														
青森県 2市町 [2か所]	黒石市	1	さくら市	2	東大和市	1	あわら市	1	岡崎市の	3	泉南市の	1	八頭町の	1													
	鯉ヶ沢町	1	那須烏山市	1	武蔵村山市	1	越前市の	1	一宮市の	3	倉吉市の	2	三朝町の	1													
岩手県 6市町 [6か所]	盛岡市	1	下野市	1	羽村市	1	池田町の	1	瀬戸市の	2	泉南市の	2	湯梨浜町の	1													
	花巻市	1	茂木町	1	甲府市の	1	甲府市の	1	半田市の	2	大坂狭山市	2	北茨城町の	2													
	遠野市	1	市貝町	1	富士吉田市の	2	山梨市の	1	春日井市の	1	熊取町の	1	北茨城町の	1													
	一関市	1	那珂川町	1	山梨市の	1	都留市の	1	豊川市の	2	尾張旭市の	4	三朝町の	1													
	釜石市	1	前橋市	1	神津島村	1	津島町の	1	豊川市の	4	高浜市の	1	湯梨浜町の	1													
	山田町	1	高崎市	7	八丈町	2	南アルプス市	1	刈谷市の	4	常滑市の	2	湯梨浜町の	1													
宮城県 7市町 [23か所]	仙台市	7	桐生市	1	小笠原村	1	北社市の	1	安城市の	1	熊取町の	1	熊取町の	1													
	石巻市	10	沼田市の	1	千葉市の	6	甲斐市の	1	大山市の	2	田尻町の	2	熊取町の	1													
	名取市	1	龍林市の	1	市川市の	4	松戸市の	3	常滑市の	2	太子町の	1	熊取町の	1													
	気仙沼市	1	藤岡市の	1	松戸市の	3	笹吹市の	1	稲沢市の	1	岬町の	1	河内町の	2													
	氣仙沼市	2	みなかみ町の	1	野田市の	2	佐倉市の	2	中央市の	1	東海市の	1	知立市の	2													
	秋田市の	2	さいたま市の	10	習志野市の	1	富士川町の	1	長野市の	2	尾張旭市の	4	姫路市の	8													
	秋田市の	1	川越市の	1	柏市の	3	長野市の	2	小諸市の	1	高浜市の	1	西宮市の	8													
山形県 18市町 [20か所]	山形市	1	川口市	5	我孫子市の	1	小諸市の	1	佐久市の	5	岩倉市の	2	豊明市の	1													
	米沢市	1	行田市の	1	鴨川市の	1	佐久市の	5	上田市の	1	豊明市の	1	日進市の	2													
	酒田市	1	秩父市の	1	浦安市の	1	四街道市の	1	岡谷市の	1	諏訪市の	1	伊那市の	1													
	寒河江市	1	所沢市の	3	浦安市の	1	酒々井町の	2	伊那市の	1	駒ヶ根市の	2	須坂市の	1													
	上山市	1	飯能市の	1	四街道市の	1	酒々井町の	2	駒ヶ根市の	2	長生村	1	須坂市の	1													
	村山市	2	東松山市	1	袖ヶ浦市の	1	酒々井町の	2	大多喜町の	1	長生村	1	横坂市の	54													
	長井市	1	狭山市	1	酒々井町の	2	大多喜町の	1	長生村	1	横坂市の	54	川崎市の	9													
	天童市	1	鴻巣市の	2	大多喜町の	1	長生村	1	横坂市の	54	川崎市の	9	相模原市の	3													
	東根市	1	上尾市の	1	長生村	1	横坂市の	2	藤沢市の	2	小田原市の	1	相模原市の	3													
	尾花沢市	1	戸田市の	1	横坂市の	2	藤沢市の	2	小田原市の	1	茅ヶ崎市の	1	横須賀市の	1													
	山辺町	1	入間市の	2	藤沢市の	2	小田原市の	1	茅ヶ崎市の	1	秦野市の	1	平塚市の	1													
	中山町	1	和光市の	5	小田原市の	1	茅ヶ崎市の	1	秦野市の	1	厚木市の	1	大和市の	1													
	西川町	2	東根市の	1	小田原市の	1	秦野市の	1	厚木市の	1	大和市の	1	洲本町の	1													
朝日町	1	東根市の	1	小田原市の	1	厚木市の	1	大和市の	1	洲本町の	1	南足柄市の	1														
大石町	1	尾花沢市の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	南足柄市の	1	山形町の	3														
舟形町	1	山形市の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	3	山形町の	2														
高島町	1	山形市の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	2	山形町の	1														
福島県 9市町 [12か所]	福島市	1	山形町の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	1	山形町の	1													
	郡山市	4	山形町の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	1	山形町の	1													
	伊達市	1	山形町の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	1	山形町の	1													
	南相馬市	1	山形町の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	1	山形町の	1													
	白河市	1	山形町の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	1	山形町の	1													
	柳津町	1	山形町の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	1	山形町の	1													
	西会津町	1	山形町の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	1	山形町の	1													
	小野町	1	山形町の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	1	山形町の	1													
	南会津町	1	山形町の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	1	山形町の	1													
			山形町の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	1	山形町の	1													
		山形町の	1	小田原市の	1	大和町の	1	洲本町の	1	山形町の	1	山形町の	1														
新潟県 7市 [37か所]	新潟市	8	群馬県 7市町 [13か所]	千葉市	6	山梨県 12市町 [13か所]	北社市の	1	愛知県 26市町 [70か所]	尾張旭市の	4	三重県 13市町 [50か所]	津市の	15	兵庫県 29市町 [64か所]	神戸市の	12	島根県 5市町村 [8か所]	松江市	1	岡山県 11市町村 [11か所]	岡山市	1				
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		尾張旭市の	4		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8	松江市	1	岡山市	1
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8		松江市	1	岡山市	1	岡山市	1
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8		松江市	1	岡山市	1	岡山市	1
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8		松江市	1	岡山市	1	岡山市	1
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8		松江市	1	岡山市	1	岡山市	1
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8		松江市	1	岡山市	1	岡山市	1
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8		松江市	1	岡山市	1	岡山市	1
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8		松江市	1	岡山市	1	岡山市	1
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8		松江市	1	岡山市	1	岡山市	1
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8		松江市	1	岡山市	1	岡山市	1
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8		松江市	1	岡山市	1	岡山市	1
	新潟市の	1		新島村	1		山梨市の	1		豊川市の	2		高浜市の	1		西宮市の	8		姫路市の	8		松江市	1	岡山市	1	岡山市	1
新潟市の	1	新島村	1	山梨市の	1	豊川市の	2	高浜市の	1	西宮市の	8	姫路市の	8	松江市	1	岡山市	1	岡山市	1								
新潟市の	1	新島村	1	山梨市の	1	豊川市の	2	高浜市の	1	西宮市の	8	姫路市の	8	松江市	1	岡山市	1	岡山市	1								
新潟市の	1	新島村	1	山梨市の	1	豊川市の	2	高浜市の	1	西宮市の	8	姫路市の	8	松江市	1	岡山市	1	岡山市	1								
新潟市の	1	新島村	1	山梨市の	1	豊川市の	2	高浜市の	1	西宮市の	8	姫路市の	8	松江市	1	岡山市	1	岡山市	1								
新潟市の	1	新島村	1	山梨市の	1	豊川市の	2	高浜市の	1	西宮市の	8	姫路市の	8	松江市	1	岡山市	1	岡山市	1								
新潟市の	1	新島村	1	山梨市の	1	豊川市の	2																				

【国の実施要綱（抜粋）】

5 産婦健康診査事業

(1) 事業目的

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）（以下「産婦健康診査」という。）に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。）とする。

なお、本事業の実施に当たっては、①～③の要件を満たすこと。

① 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこと。

② 産婦健康診査の結果が産婦健康診査を実施する病院、診療所及び助産所（以下「実施機関」という。）から市町村へすみやかに報告されるよう体制を整備すること。

③ 産婦健康診査の結果、支援が必要と認められる産婦に対して、3に規定する「妊娠・出産包括支援事業」の(3)②の「産後ケア事業」を実施すること。

(3) 対象者

産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦とする。

(4) 対象となる産婦健康診査

① 内容

ア 問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）

イ 診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）

ウ 体重・血圧測定

エ 尿検査（蛋白・糖）

オ エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

② 回数

対象者1人につき2回以内とする。

(5) 産婦健康診査の実施等

① 本事業の実施に当たり、市町村は実施機関として適当と認められるものに委託するものとする。

② 産婦健康診査の結果が速やかに市町村に報告されるよう、市町村は実施機関との連携体制の整備を図ること。

③ 産婦健康診査の結果を踏まえ、3に規定する「妊娠・出産包括支援事業」の(3)②の「産後ケア事業」による支援が必要と認められる場合には、すみやかに対象者に当該事業を実施すること。

また、必要に応じて訪問指導等を実施すること。

(6) 費用の請求

実施機関が、本事業における産婦健康診査を行った場合のこれに要した費用の請求は、産婦健康診査1回当たり5千円を上限として、市町村長に行うものとする。

(7) 留意事項

- ① 本事業の対象者が居住地以外の実施機関において産婦健康診査を受診する場合等、産婦健康診査を実施機関へ委託して行うことが困難な場合については、(2)①～③を満たす場合に限り、産婦健康診査にかかる費用を対象者へ直接助成することを認める。
- ② 対象者が母子同伴で産婦健康診査を受診する場合には、適宜、子の発育状況や栄養状態等について把握することが望ましい。

【国の産後ケア事業運営要綱】

1. 事業目的

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とする。

2. 対象者

家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児であって、次の(1)又は(2)の事由に該当する者（以下「利用者」という。）とする。対象者の選定に当たっては、退院直後の褥婦は、心身の回復期にあり孤立しやすく育児不安を抱えやすいことを考慮することとする。

- (1) 産後に心身の不調又は育児不安等がある者
- (2) (1)の他、特に支援が必要と認められる者

3. 事業の実施方法及び内容

地域におけるニーズや社会資源等の状況を踏まえ、次の(1)の①、②又は③の実施方法により、原則として(2)の①及び②の事業を実施することとし、必要に応じて③から⑤の事業を実施することとする。

(1) 実施方法

① 宿泊型

病院、診療所、助産所の空きベッドを活用する等により利用者を宿泊させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施すること。

利用期間は原則として7日間以内とすること。ただし、市町村が必要と認めた場合には、その期間を延長することができる。

利用者の家族は、本事業の実施に支障を生じない範囲で市町村が認めた場合に宿泊させることができる。

② デイサービス型

日中、実施施設において、来所した利用者に対し、個別又は集団で、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

③ アウトリーチ型

実施担当者が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施すること。

(2) 内容

- ① 褥婦及び新生児に対する保健指導及び授乳指導（乳房マッサージを含む）

- ② 褥婦に対する療養上の世話
- ③ 産婦及び乳児に対する保健指導
- ④ 褥婦及び産婦に対する心理的ケアやカウンセリング
- ⑤ 育児に関する指導や育児サポート等

4. 実施担当者

次のとおり、事業の内容に応じて(1)から(3)までの担当者を配置すること。また、宿泊型で実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置すること。なお、事業内容に必要な担当者については保健師助産師看護師法や医師法等を参考にすること。

- (1) 助産師、保健師又は看護師
- (2) 心理に関する知識を有する者
- (3) 育児に関する指導や育児サポート等を実施するに当たり必要な者

5. 実施場所

(1) 宿泊型

利用者が宿泊する施設は、原則として次のアからオまでの設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

- ア 利用者の居室
- イ カウンセリング室
- ウ 乳児保育室
- エ 体操等を行う多目的室
- オ アからエまでの他、事業の実施に必要な設備

(2) デイサービス型

個別又は集団で支援を行うことができる設備その他の事業の実施に必要な設備を有する施設であること。ただし、近隣の他の施設において、当該施設の本来の事業運営に支障がないと認められる範囲で、共同で使用することができる設備がある場合は、この限りでない。

(3) アウトリーチ型

利用者の自宅に赴いて支援を行うこと。その際、安全面・衛生面に十分配慮すること。

6. 医療機関との連携体制の整備

- (1) 事業の円滑な実施を図るため、都道府県医師会及び郡市医師会等の協力を得て、医療機関との連携体制を十分に整備すること。
- (2) 事業の実施に当たり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。
- (3) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

7. 利用料

本事業の実施に当たっては、利用者から利用料を徴収すること。
ただし、利用者の所得に十分配慮すること。

8. 留意事項

- (1) より多くの産婦等が利用できるよう、事業についての積極的な広報活動を行うこと。

- (2) 利用者の要望を踏まえ、必要に応じて事業内容等の改善を図ること。
- (3) 利用者ごとに支援台帳を作成すること。
- (4) 個人情報の保護に十分留意すること。
- (5) 事業実施中における子どもの事故等に備え、必要に応じ賠償責任保険に加入すること。
- (6) (1)から(5)までの他、事業の実施に当たり必要な事項をあらかじめ取り決めておくこと。